

株 主 各 位

東京都千代田区神田松永町20番地
加賀電子株式会社
代表取締役社長 門 良 一

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、総会開催日前日の平成30年6月27日(水曜日)午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時
2. 場 所

平成30年6月28日(木曜日)午前10時
東京都台東区秋葉原1番1号
秋葉原ビジネスセンター 5階 A P 秋葉原
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項
報 告 事 項

1. 第50期(自平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第50期(自平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案
第2号議案
第3号議案
第4号議案
第5号議案

剰余金処分の件
監査役2名選任の件
補欠監査役1名選任の件
取締役および監査役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額決定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

本定時株主総会招集ご通知において提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.taxan.co.jp>)に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類に含まれております。

また、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.taxan.co.jp>)に掲載させていただきます。

議決権の行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください（ご捺印は不要です。）。

日時 平成**30**年**6**月**28**日（木曜日）**午前10時**

場所 **秋葉原ビジネスセンター 5階 AP秋葉原**

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

※当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネット等による議決権行使のお手続はいずれも不要です。

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成**30**年**6**月**27**日（水曜日）**午後5時30分到着分まで**

インターネット等で議決権を行使される場合



3ページに記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 平成**30**年**6**月**27**日（水曜日）**午後5時30分まで**

インターネット等による議決権行使のご案内

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
※「iモード」は（株）NTTドコモ、「EZweb」はKDDI（株）、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成30年6月27日（水曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

《機関投資家の皆様へ》

議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電 話 0120-173-027（通話料無料）

受付時間 9:00～21:00

以 上

(提供書面)
事業報告 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

I 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費に持ち直しの動きが一服しているものの、海外経済の回復に伴う企業収益の改善や、設備投資が堅調に推移するなど景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

当社グループが属するエレクトロニクス業界におきましては、パソコン市場や遊技機器市場の低迷が続くものの、新興国での需要拡大と高機能化対応によるスマートフォン市場やエレクトロニクス化が進む車載関連市場は堅調に推移いたしました。またIoT^(注1)、ビッグデータ、人工知能などの新しい技術の関連市場も活発な動きが見られるなど好調に推移いたしました。

かかる環境の中、当社グループは「すべてはお客様のために」の経営理念のもと、既存大手顧客への拡販活動や海外を中心としてEMS^(注2)ビジネスの拡大に注力してまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、電子部品事業および情報機器事業が牽引し、前期に比べ8,712百万円増加の235,921百万円（前連結会計年度比3.8%増）となりました。営業利益は、生産性向上などによる売上総利益率の改善や販管費の抑制等に注力したことにより1,240百万円増加の8,119百万円（前連結会計年度比18.0%増）となりました。経常利益は、1,397百万円増加の8,740百万円（前連結会計年度比19.0%増）となり、過去最高を更新いたしました。親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税負担が1,950百万円増加したことなどにより485百万円減少の6,490百万円（前連結会計年度比7.0%減）となりました。

(注1) Internet of Thingsの略語。あらゆる物がインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素技術の総称。

(注2) Electronics Manufacturing Serviceの略語。製品の開発・生産を受託するサービス。

(連結業績)

売上高	235,921百万円	(前連結会計年度比 3.8%増)
営業利益	8,119百万円	(前連結会計年度比 18.0%増)
経常利益	8,740百万円	(前連結会計年度比 19.0%増)
親会社株主に帰属する当期純利益	6,490百万円	(前連結会計年度比 7.0%減)

② セグメント別営業の状況

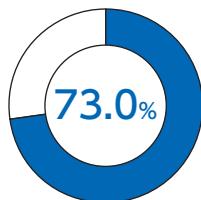
セグメント別の売上高の状況は以下のとおりです。

(単位：百万円)

期別および区分 部 門	第49期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		第50期(当連結会計年度) (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
電 子 部 品 事 業	171,227	75.4%	172,248	73.0%
情 報 機 器 事 業	42,547	18.7%	47,582	20.2%
ソ フ ト ウ ェ ア 事 業	3,159	1.4%	2,568	1.1%
そ の 他 事 業	10,274	4.5%	13,522	5.7%
合 計	227,209	100.0%	235,921	100.0%

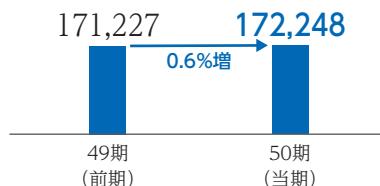
電子部品事業 (半導体、一般電子部品、EMSなどの開発・製造・販売など)

売上高構成比



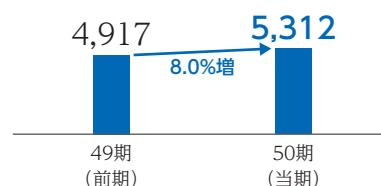
売上高

(単位：百万円)



セグメント利益

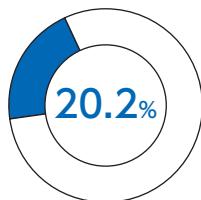
(単位：百万円)



電子部品事業は、電子機器向けEMSビジネスや半導体の販売などが好調に推移いたしました。その結果、売上高は172,248百万円（前連結会計年度比0.6%増）となり、セグメント利益は5,312百万円（前連結会計年度比8.0%増）となりました。

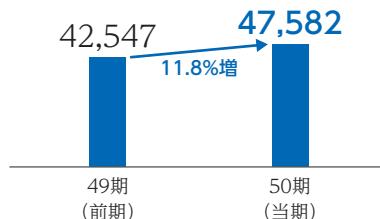
情報機器事業 (パソコン、PC周辺機器、各種家電、写真・映像関連商品およびオリジナルブランド商品などの販売など)

売上高構成比



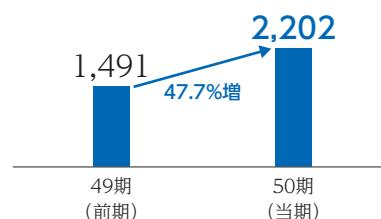
売上高

(単位：百万円)



セグメント利益

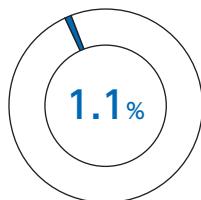
(単位：百万円)



情報機器事業は、住宅向けおよび商業施設向け関連商材が好調に推移いたしました。その結果、売上高は47,582百万円（前連結会計年度比11.8%増）となり、セグメント利益は2,202百万円（前連結会計年度比47.7%増）となりました。

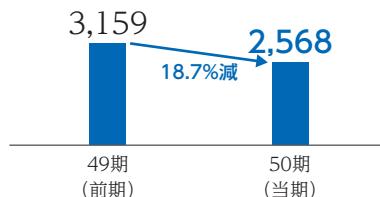
ソフトウェア事業 (CG映像制作、アミューズメント関連商品の企画・開発など)

売上高構成比



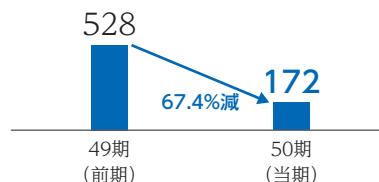
売上高

(単位：百万円)



セグメント利益

(単位：百万円)



ソフトウェア事業は、CGアニメーション制作やゲームソフトの開発などの受注が低迷いたしました。その結果、売上高は2,568百万円（前連結会計年度比18.7%減）となり、セグメント利益は172百万円（前連結会計年度比67.4%減）となりました。

その他事業 (エレクトロニクス機器の修理・サポート、アミューズメント機器の製造・販売、スポーツ用品の販売など)

売上高構成比



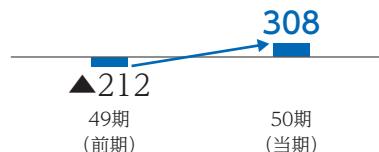
売上高

(単位：百万円)



セグメント利益

(単位：百万円)



その他事業は、国内のアミューズメント業界向けゲーム機器事業やゴルフ用品販売事業が堅調に推移いたしました。その結果、売上高は13,522百万円（前連結会計年度比31.6%増）となり、セグメント利益は308百万円（前連結会計年度はセグメント損失212百万円）となりました。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資額は、1,678百万円（有形固定資産取得価額ベース）であり、その主な内容は海外製造拠点の工場設備増強などによるものであります。

④ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達に特筆すべき事項は無く、長期借入を中心に返済が進みました。取引金融機関と総額100億円の貸出コミットメントライン契約を締結しておりますが、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

⑤ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

・事業譲渡の状況

該当事項はありません。

・吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑧ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

・株式取得状況

日付	会社名	取得会社	取得割合	状況
平成29年10月13日	株式会社サイコックス	加賀電子株式会社	100.0%	完全子会社化

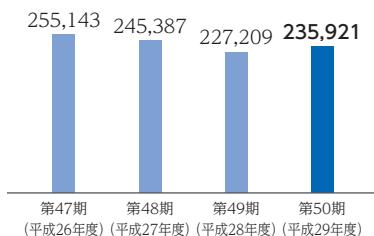
・株式処分状況

日付	会社名	所有会社	処分割合	状況
平成29年10月30日	株式会社サイコックス	加賀電子株式会社	51.0%	売却

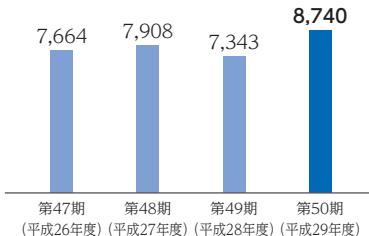
（注）株式会社サイコックスは株式の売却に伴い、持分法適用関連会社となりました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

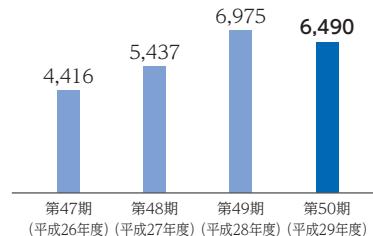
売上高 (単位: 百万円)



経常利益 (単位: 百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位: 百万円)

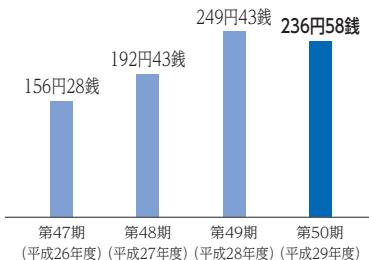


総資産/純資産 (単位: 百万円)

■ 総資産 / ■ 純資産



1株当たり当期純利益 (単位: 円・銭)



1株当たり純資産額 (単位: 円・銭)



区分		第47期 (平成26年度)	第48期 (平成27年度)	第49期 (平成28年度)	第50期(当連結会計年度) (平成29年度)
売上高	(百万円)	255,143	245,387	227,209	235,921
経常利益	(百万円)	7,664	7,908	7,343	8,740
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	4,416	5,437	6,975	6,490
1株当たり当期純利益	(円・銭)	156円28銭	192円43銭	249円43銭	236円58銭
総資産	(百万円)	127,948	124,281	125,751	129,493
純資産	(百万円)	59,603	61,808	65,932	70,631
1株当たり純資産額	(円・銭)	2,108円04銭	2,185円94銭	2,401円00銭	2,571円79銭

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

直接所有子会社

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
加賀テック株式会社	60,000千円	100.0%	電子部品・電子機器等の販売
加賀デバイス株式会社	395,200千円	100.0%	電子部品・電子機器等の販売
加賀コンポーネント株式会社	400,000千円	100.0%	電気機器等の製造および販売
加賀ソルネット株式会社	310,000千円	100.0%	コンピュータネットワークシステムの開発・設計・施工・保守および情報機器・ソフトウェア・感光材料・光学機器等の販売
株式会社エー・ディーデバイス	301,200千円	96.7%	電子部品・電子機器等の販売
加賀マイクロソリューション株式会社	300,050千円	100.0%	コンピュータ・コンピュータ周辺機器・電気機器等の開発・製造・販売およびリサイクル事業
株式会社デジタル・メディア・ラボ	106,000千円	100.0%	コンピュータグラフィックの企画・開発および販売
加賀スポーツ株式会社	50,000千円	100.0%	スポーツ用品等の製造、卸売および販売
加賀アミューズメント株式会社	50,000千円	100.0%	電子部品・電子機器等の販売
加賀テクノサービス株式会社	42,000千円	100.0%	電気・電気通信設備工事業・内装工事業

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
KAGA(H.K.)ELECTRONICS LIMITED	2,580千米ドル	100.0%	電子部品・電子機器等の販売
KAGA(SINGAPORE)ELECTRONICS PTE LTD	943千米ドル	100.0%	電子部品・電子機器等の販売
KAGA(KOREA)ELECTRONICS CO.,LTD.	600,000千ウォン	100.0%	電子部品・電子機器等の販売
KAGA(TAIWAN)ELECTRONICS CO.,LTD.	50,000千台湾ドル	100.0%	電子部品・電子機器等の販売
加賀電子(上海)有限公司	15,017千元	100.0%	電子機器・電子部品等の製造および販売
KAGA ELECTRONICS(THAILAND) COMPANY LIMITED	102,000千タイバーツ	100.0%	電子機器・電子部品等の製造および販売
KAGA ELECTRONICS (USA)INC.	1,000千米ドル	100.0%	情報収集・マーケティング活動および電子部品・電子機器等の販売
加賀電子(大連)有限公司	7,395千元	100.0%	電子部品・電子機器等の販売
KAGA(EUROPE)ELECTRONICS LTD.	600千ポンド	100.0%	電子部品・電子機器等の販売
KD TEC s.r.o.	12,000千コルナ	100.0%	電気・電子ユニットの組立、電子部品の販売など
TAXAN MEXICO,S.A. DE C.V.	145,450千メキシコペソ	100.0%	電子機器・電子部品等の製造および販売

- (注) 1. 平成29年4月17日付をもって、TAXAN GUAM LIMITEDは清算終了いたしました。
 2. 平成29年12月1日付をもって、マイクロソリューション株式会社は、加賀マイクロソリューション株式会社に社名を変更いたしました。
 3. 当連結会計年度中に、次のとおり増資いたしました。

会社名	増資額	時期
TAXAN MEXICO,S.A. DE C.V.	98,576千メキシコペソ	平成29年5月～平成30年3月
KAGA ELECTRONICS(THAILAND) COMPANY LIMITED	2,000千タイバーツ	平成30年1月
加賀ソルネット株式会社	211,000千円	平成30年3月

間接所有子会社

会社名	所有する会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
KAGA DEVICES(H.K.)LIMITED	加賀デバイス株式会社	42,600千香港ドル	100.0%	電子部品・電子機器等の販売
株式会社アクセスゲームズ	株式会社デジタル・メディア・ラボ	30,000千円	100.0%	ゲームソフトおよびマルチメディア関連映像音声ソフトウェアデータ等の企画・開発・配信・販売
株式会社ドリームス	株式会社デジタル・メディア・ラボ	60,000千円	100.0%	ソフトウェアの企画・品質管理
株式会社サンコーエンジニアリング	加賀マイクロソリューション株式会社	12,000千円	100.0%	コンピュータの修理業務請負事業および労働者派遣事業
KAGA COMPONENTS(HONG KONG)LIMITED	加賀コンポーネント株式会社	2,550千香港ドル	100.0%	電気機器等の製造および販売
港加賀電子(深圳)有限公司	KAGA(H.K.)ELECTRONICS LIMITED	16,210千米ドル	100.0%	電子機器等の製造および販売
KAGA COMPONENTS(MALAYSIA)SDN.BHD.	加賀マイクロソリューション株式会社	7,000千リンギット	100.0%	電気機器等の製造および販売
東莞勁捷電子有限公司	加賀コンポーネント株式会社	23,494千円	100.0%	電気機器等の製造および販売
加賀貿易(深圳)有限公司	KAGA DEVICES (H.K.) LIMITED	3,203千円	100.0%	電子部品・電子機器等の販売
AD DEVICE(H.K.)LIMITED	株式会社エー・ディーデバイス	2,000千香港ドル	96.7%	半導体・電子部品の販売

会社名	所有する会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
加賀沢山電子(蘇州)有限公司	加賀電子(上海)有限公司	34,925千元	100.0%	電子機器・電子部品等の製造および販売
KAGA DEVICES INDIA PRIVATE LIMITED	加賀デバイス株式会社	15,000千ルピー	100.0%	半導体・電子部品および電子機器などの販売
KAGA AMUSEMENT MALAYSIA SDN.BHD.	加賀アミューズメント株式会社	1,000千リンギット	100.0%	アミューズメント機器および関連商品の企画、製造、販売など
蘇州沢山加賀貿易有限公司	加賀沢山電子(蘇州)有限公司	1,000千元	100.0%	電子機器・電子部品等の製造および販売
AD DEVICE (Thailand) CO., Ltd.	株式会社エー・ディーデバイス	10,000千タイバーツ	96.7%	半導体・電子部品の販売
加賀電子科技(蘇州)有限公司	加賀電子(上海)有限公司	6,139千元	100.0%	電子機器・電子部品等の製造および販売
AD DEVICE(SHANGHAI) CO.,LTD.	株式会社エー・ディーデバイス	2,444千元	96.7%	半導体・電子部品の販売
KAGA ELECTRONICS INDONESIA,PT	KAGA ELECTRONICS (THAILAND) COMPANY LIMITED	18,175百万ルピア	100.0%	電子機器・電子部品等の製造および販売
湖北加賀電子有限公司	港加賀電子(深圳)有限公司	325千米ドル	100.0%	電子機器等の製造および販売
KAGA ELECTRONICS (VIETNAM) CO.,LTD.	KAGA ELECTRONICS (THAILAND) COMPANY LIMITED	78,750百万ベトナムドン	100.0%	電子機器・電子部品等の製造および販売

(注) 1. 平成29年5月29日付をもって、株式会社エスアイエレクトロニクスは清算終了いたしました。

2. 平成29年7月25日付をもって、KAGA ELECTRONICS (THAILAND) COMPANY LIMITEDが東南アジア地域におけるEMS生産拠点の拡充を目的に、KAGA ELECTRONICS (VIETNAM) CO.,LTD. (ベトナム社会主義共和国 フンイエン省) を設立いたしました。

3. 平成30年3月1日付をもって、KAGA COMPONENTS(MALAYSIA)SDN.BHD.はその親会社の加賀コンポーネント株式会社から加賀マイクロソリューション株式会社が全株式を取得し子会社化いたしました。

4. 平成30年4月1日付をもって、KAGA COMPONENTS(HONG KONG)LIMITEDおよび東莞勁捷電子有限公司はその親会社の加賀コンポーネント株式会社から加賀マイクロソリューション株式会社が全株式を取得し子会社化しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、今後の更なる成長を遂げるために、経営の基本方針に基づき、F Y Tと3 Gおよびコーポレートガバナンスの強化をコンセプトにグループ経営の充実を図り、ステークホルダー（利害関係者）との良好な関係を維持しつつ、企業価値の向上に努力してまいります。

また市場動向や顧客ニーズに即応できる組織編成を随時実施し、迅速な情報収集力の充実を図ると共に、グループ各社間の連携を強化し、グループ各社の協業化・相互支援体制の確立によりシナジー効果を引き出し業容の拡大と効率化を目指してまいります。

●当連結会計年度における主な取組状況は次のとおりであります。

① 当社グループのコーポレートガバナンス体制の強化

当社グループが継続的な発展を実現させるためには、コーポレートガバナンス体制の強化が対処すべき重要な課題の一つと認識しております。そのために、内部統制システムの運用徹底と社内教育を実施し、継続的な運用、改善を行う組織体制を構築してまいりました。引き続き、グループ全体で内部統制システムの運用徹底と改善を行い、コーポレートガバナンス体制の強化に努めてまいります。

② グループ会社間の連携および協業化・相互支援体制の強化によるシナジー効果

当社グループはエレクトロニクスを核として様々な事業を展開しておりますが、その内容によっては類似性の高いものもあります。これらの事業の効率化を図るため、平成27年4月1日より当社グループ全体を統括するグループ経営本部を設置いたしました。この組織編成の狙いは、グループの連携強化による、シナジー効果の向上と効率化であり、現在その実現に努めております。

③ 海外事業の促進および海外拠点の強化

当社を取り巻く経営環境は年々変化しておりますが、当社グループにおいて海外事業の成否は、当社グループの将来に大きく影響するものと考えております。そのため、当社グループの重要地域である東アジアや東南アジアなどにおいて、日系顧客に加えローカル企業との取引増大を図るべく積極的な人材の投入を行い、中国やタイなどにおけるEMSビジネスの拠点整備・拡充など、東アジアや東南アジア地域における拠点を強化しビジネスの拡大に努めております。

●当面の対処すべき課題は、以下のとおりであります。

1. コーポレートガバナンス体制の強化
2. グループ会社間の連携および協業化・相互支援体制の強化によるシナジー効果
3. 海外事業の促進および海外拠点の強化
4. 技術力の強化、迅速な情報収集力の充実
5. 環境問題への取り組み

その他の対処すべき課題につきましても、常時心掛け、取り組む問題として認識し、工夫・改善・努力をしております。

(5) **主要な事業内容** (平成30年3月31日現在)

当社は、電子機器用エレクトロニクス部品の企画、開発、製造、仕入販売、コンピュータおよび周辺機器・関連部品・付属品・ソフトウェアなどの仕入販売ならびに輸出入を主な事業とし、これに付帯する業務も営んでおります。

主な取扱商品および事業内容は次のとおりであります。

事業別	主要取扱商品・事業内容
電 子 部 品	LCDモジュール、加工基板、OA機器および通信機器向け製品、カスタムLSI・ワンチップマイコンなど専用集積回路、メモリーICなど汎用集積回路、CMOSイメージセンサー・発光ダイオードなど半導体素子 など
情 報 機 器	パーソナルコンピュータ、プリンタなどの周辺機器、SDカード、デジタル音響・デジタル映像機器、光学機器 など
ソ フ ト ウ ェ ア	著作権ビジネス、CG映像・映像システム・ソフトウェア制作、アミューズメント関連の企画・開発 など
そ の 他	エレクトロニクス機器の修理・サポート、アミューズメント関連機器の製造、販売、各種イベントの企画・運営、スポーツ用品の販売、ゴルフショップの運営 など

① 当社の主要な事業所

名称	所在地
本 社	東京都千代田区神田松永町20番地
本 社 別 館	東京都中央区八丁堀3丁目27番10号
北 関 東 営 業 所	埼 玉 県 さ い た ま 市
北 陸 営 業 所	石 川 県 金 沢 市
関 西 営 業 所	大 阪 府 大 阪 市
名 古 屋 営 業 所	愛 知 県 名 古 屋 市
新 横 浜 営 業 所	神 奈 川 県 横 浜 市
浜 松 営 業 所	静 岡 県 浜 松 市
福 岡 営 業 所	福 岡 県 福 岡 市
仙 台 営 業 所	宮 城 県 仙 台 市
新 潟 営 業 所	新 潟 県 長 岡 市
広 島 営 業 所	広 島 県 福 山 市

(注) 平成30年3月31日付で、京都営業所を閉鎖いたしました。

② 子会社

会社名		所在地
加賀テック株式会社	本社	東京都千代田区
加賀デバイス株式会社	本社	東京都千代田区
	支店	大阪府大阪市
加賀コンポーネント株式会社	本社	東京都千代田区
加賀ソルネット株式会社	本社	東京都中央区
	営業所	大阪府大阪市
株式会社エー・ディーデバイス	本社	東京都千代田区
	営業所	大阪府大阪市・愛知県名古屋市・石川県金沢市・茨城県水戸市
加賀マイクロソリューション株式会社	本社	東京都千代田区
	別館	東京都中央区
	工場	山形県長井市・埼玉県入間市 新潟県新潟市
	事業所	山形県長井市・埼玉県入間市
株式会社デジタル・メディア・ラボ	本社	東京都中央区
	支社	大阪府大阪市
加賀スポーツ株式会社	本社	東京都千代田区
	営業所	愛知県瀬戸市・大阪府大阪市
加賀アミューズメント株式会社	本社	東京都中央区
加賀テクノサービス株式会社	本社	東京都墨田区
	営業所	大阪府大阪市

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

会社名		所在地
KAGA(H.K.)ELECTRONICS LIMITED	本 社	中 国 香 港
KAGA(SINGAPORE)ELECTRONICS PTE LTD	本 社	シ ン ガ ポ ー ル
KAGA(KOREA)ELECTRONICS CO., LTD.	本 社	韓 国 ソ ウ ル
KAGA(TAIWAN)ELECTRONICS CO., LTD.	本 社	台 湾 台 北 市
加賀電子(上海)有限公司	本 社	中 国 上 海 市
KAGA ELECTRONICS(THAILAND)COMPANY LIMITED	本 社	タイ サムットプラカーン
	工 場	タイ アマタナコン
KAGA ELECTRONICS (USA)INC.	本 社	アメリカ カリフォルニア州
加賀電子(大連)有限公司	本 社	中 国 遼 寧 省
KAGA(EUROPE)ELECTRONICS LTD.	本 社	イギリス ワーキングム
KD TEC s.r.o.	本 社	チ ェ コ キ ド ネ
TAXAN MEXICO,S.A. DE C.V.	本 社	メキシコ サン・ルイス・ポトシ州

(6) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメント名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
電子部品事業	3,972名	243名増
情報機器事業	245名	15名増
ソフトウェア事業	355名	3名減
その他の事業	369名	56名減
全社（共通）	486名	12名増
合計	5,427名	211名増

- (注) 1. 従業員数は就業員数であります（グループ外から当社グループへの出向者、契約社員、パートおよび嘱託社員を含んでおります）。
2. 全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
588名	15名減	41.4歳	14.1年

- (注) 従業員数は就業員数であります（社外から当社への出向者、契約社員、パートおよび嘱託社員を含んでおります）。

(7) 主要な借入先の状況 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,956
株式会社みずほ銀行	2,333
日本生命保険相互会社	656
株式会社三井住友銀行	447
株式会社北陸銀行	323
明治安田生命保険相互会社	262

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更いたしました。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II 会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 80,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 28,702,118株 |
| ③ 株主数 | 5,703名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社三共	3,824	13.94
株式会社OKOZE	1,840	6.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,575	5.74
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,212	4.42
加賀電子従業員持株会	1,123	4.10
株式会社みずほ銀行	950	3.46
塚本 勲	735	2.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	632	2.30
GOVERNMENT OF NORWAY	545	1.99
沖電気工業株式会社	526	1.92

- (注) 1.当社は、自己株式を1,267,393株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2.持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3.株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更いたしました。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

Ⅲ 会社役員 の 状況

(1) 取締役および監査役の状況 (平成30年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	塚 本 勲	
代表取締役社長	門 良 一	
専務取締役	高 橋 信 佐	
専務取締役	高 師 幸 男	
専務取締役	筧 新 太 郎	
常務取締役	川 村 英 治	管理本部長
取締役	俊 成 伴 伯	E MS事業部長
取締役	野 原 充 弘	電子事業部長
取締役	三 吉 暹	トヨタ自動車株式会社 顧問 マクセルホールディングス株式会社 エグゼクティブ・アドバイザー
取締役	田 村 彰	株式会社おきぎん経済研究所 アドバイザー 新潟総合警備保障株式会社 顧問
常勤監査役	亀 田 和 典	
常勤監査役	石 井 隆 弘	
監査役	田 中 雄 一 郎	税理士法人トラスト 代表社員
監査役	米 川 勇	アルファパートナーズ法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役三吉 暹および田村 彰は、社外取締役であります。
2. 監査役田中雄一郎および米川 勇は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役亀田和典および石井隆弘は、金融機関における豊富な業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役田中雄一郎は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役米川 勇は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。

6. 取締役三吉 暹および田村 彰ならびに監査役田中雄一郎および米川 勇は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

区分	支給人員 (名)	支給額 (百万円)
取 (うち社外取締役)	10 (2)	524 (23)
監 (うち社外監査役)	4 (2)	47 (10)
合 (うち社外役員計)	14 (4)	571 (33)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第47回定時株主総会において年額700百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内。また使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成27年6月29日開催の第27回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の支給額には以下のものが含まれております。
 当事業年度における役員賞与引当金の繰入額240百万円（取締役10名に対し228百万円（うち社外取締役2名に対し11百万円）、監査役4名に対し12百万円（うち社外監査役2名に対し2百万円））。
 当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額52百万円（取締役8名に対し49百万円、監査役2名に対し3百万円）。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との兼任状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係
- ・ 監査役田中雄一郎は、税理士法人トラストの代表社員を兼務しております。当社は税理士法人トラストとの間に税務顧問契約を締結しております。
 - ・ 監査役米川 勇は、アルファパートナーズ法律事務所のパートナーを兼務しております。当社はアルファパートナーズ法律事務所との間に顧問弁護士契約を締結しております。

- ② 他の法人等の社外役員等の兼任状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役三吉 暹は、トヨタ自動車株式会社の顧問ならびにマクセルホールディングス株式会社のエグゼクティブ・アドバイザーであります。当社とそれぞれの兼職先との間には特別の利害関係はありません。
 - ・取締役田村 彰は、株式会社おきぎん経済研究所のアドバイザーおよび新潟総合警備保障株式会社の顧問であります。当社とそれぞれの兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会 (18回開催)		監査役会 (17回開催)	
	出席回数(回)	出席率(%)	出席回数(回)	出席率(%)
取締役三吉 暹	18	100.0	-	-
取締役田村 彰	18	100.0	-	-
監査役田中 雄一郎	18	100.0	17	100.0
監査役米川 勇	17	94.4	16	94.1

ロ. 取締役会および監査役会における発言状況

- ・取締役三吉 暹および田村 彰は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的視点と独立した立場から取締役会において意見を述べております。
- ・監査役田中雄一郎は、公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・監査役米川 勇は、弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づいて、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

Ⅳ 会計監査人の状況

(1) 名称 PwCあらた有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社において当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

V 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社及び当社グループの取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び当社グループの取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制について

当社及び当社グループは、コーポレートガバナンスの充実が経営上の重要課題と認識し、企業倫理と法令遵守の徹底、内部統制システムの強化を推進するとともに、経営の健全性・効率性・透明性を確保し、企業価値の向上を図ることを基本の方針としております。

これらの遵守を図るため、取締役については「役員規程」、取締役会については「取締役会規程」が定められており、その適正な運営を確保するとともに、定期的開催する取締役会のほか、必要に応じて機動的に開催する臨時取締役会によって、各取締役相互に業務執行状況の監督を行っております。また、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」を定めることによって、各取締役の権限の範囲の明確化を図るとともに、各取締役相互の監督を実のあるものとしております。

さらに当社は、代表取締役社長直轄の監査室を設置し、当社の法務部門である業務管理部との連携により法令・定款その他の社内規程の遵守状況についての監査業務を行っております。

他方、当社は、監査役会設置会社であり、取締役の職務の執行について社外監査役を含めた各監査役が精緻な監査を行っております。

また、代表取締役社長を委員長とする「C S R 推進委員会」（企業の社会的責任推進委員会）を設立し、その下部組織に情報開示委員会、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会と共に個人情報管理委員会を設置して、当社グループ全体の業務の決定及び執行の適正化を図っております。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

取締役の職務執行に係る情報については、文書の作成及び保存の基準を定めた「文書管理規程」及び文書の保存手続及び保存年限の詳細を定めた「文書管理取扱マニュアル」に基づき、その記録媒体の性質に応じて、適正かつ確実な情報の管理及び保存を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

当社グループとして可能性のあるリスクには、経済状況、為替レート、カントリーリスク、価格競争、商品調達力、自社ブランドリスク、法的規制、市場リスク、重要訴訟、退職給付債務、個人情報、災害、環境及び情報管理等に係るものがあり、これらのリスクについては、それぞれのリスクごとに対応部門を定め、各部門におけるリスク管理責任者の指揮監督のもと、リスク管理のために必要かつ適正な体制を整備することとしております。

万が一、上記各リスクが発生した場合には、それぞれの対応部門において、リスク管理責任者の指揮監督のもと、直ちに、損害の発生を最小限に止めるための必要かつ適正な対応を採ることとしております。

また、CSR推進委員会の下部組織としてリスクマネジメント委員会を設置することにより、当社グループでの予見されるリスクへの迅速かつ適正な対応をとるための体制を整えております。

④ 当社及び当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

当社及び当社グループの取締役の職務執行を効率的に行うための体制の基礎として、定期的開催する取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催することとし、取締役の職務のうち重要事項に関しては、取締役会に先立ち取締役以上の者からなる経営会議を開催して、取締役会において充実した議論と迅速な意思決定を行えるよう事前の協議を行うこととしております。

他方、当社では執行役員制度を導入することによって、経営の意思決定に係る機能と業務執行に係る機能の分離を図り、迅速な対応が取れる体制を構築しております。また取締役の人数を適正規模とすることで、十分な議論を行的確かつ迅速な意思決定ができる体制を整えております。

具体的な職務執行においては、取締役会が全社的な目標を定め、この目標を達成するための中期経営計画を策定し、各事業部門を担当する各取締役及び執行役員がこの計画を実現するために必要かつ適切な業務執行体制を確立することとしております。

また、当社及び当社グループの各取締役の業務の分掌及び職務権限等については、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」及び「関係会社管理規程」においてそれぞれの職務執行が効率的に行われるよう定めております。

⑤ 当社及び当社グループの使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

当社及び当社グループの使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための行動指針となる「コンプライアンス基本規程」を策定しております。そして、これを実効性のあるものとするために当社ではC S R推進委員会の下部組織としてコンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体の適正な対応ができるための体制を整えております。

また当社は、代表取締役社長直轄の監査室を設置し、当社の法務部門である業務管理部との連携により法令・定款その他の社内規程の遵守状況についての監査業務を行っております。

他方、当社及び当社グループの法令及び定款違反の行為に関する社内通報システムとして、代表取締役会長・代表取締役社長・監査役、及びC S R推進委員会、セクハラ調査担当対策委員に対して、他者を介在することなく、かつ匿名で通報することのできる体制を構築しております。

⑥ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制について

関係会社における業務の適正を確保するために「関係会社管理規程」を定め、これに基づく統制を行うとともに、当社グループ間の調整や重要な意思決定には当社の経営会議及び取締役会での協議及び決定が必要であるとしております。

そして、当社の監査室において、当社の法務部門である業務管理部と連携をすることによって当社グループの業務活動全般について、グループ全体の統一を図りつつ、その妥当性や法令及び定款等の遵守状況等についての監査並びに業務改善指導を行っております。

他方で、当社グループは、全ての取締役会議事録を当社に提出すると共に、毎月定期的にその業務、予算遂行状況及び業務の適正を確保するにあたり重要な事項についての報告をすることとしております。

⑦ 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項について

当社の業務分掌規程に監査役職務を補助すべき使用人に関する定めをおき、監査役は監査室を中心として、必要に応じて使用人に監査業務の補助作業を行わせております。

⑧ **監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立に関する事項および監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について**

当社の業務分掌規程において、監査室等所属の使用人が監査役の業務を補助作業する場合には、その作業に関する指揮命令権は監査役のみが有することとし、その異動、評価及び懲戒処分をする場合には監査役の同意を必要としております。

⑨ **当社及び当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制について**

当社の取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、「役員規程」に基づき、直ちに当該事実を監査役会に報告しなければならないこととし、監査役会への報告が、迅速かつ確実に行われるための体制を整えております。

当社使用人、当社グループの取締役及び使用人が、法令及び定款に違反する事実を発見したとき、または当社及びそれぞれの会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、「職務権限規程」に基づき、直ちに監査役に対して報告しなければならないこととし、使用人から監査役に対し、直接当該事実を報告することができる体制を整えております。

⑩ **監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

社内通報システムによる報告は、匿名での報告又は私書箱を利用した報告が可能であり、報告をした者が特定できないことから、不利な取り扱いを受けない体制を確保しております。

⑪ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用などの償還、負担した債務の弁済を請求した時は、その費用等が監査役職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じます。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

当社においては、監査役は取締役会及び社内の重要会議へ出席しなければならないと定めております。また、監査役会を設置し、「監査役会規程」に基づき適切な監査役会を運営するとともに、各監査役の監査体制のあり方や監査基準及び監査役の行動指針となる「監査役監査基準」を定めて、各監査役の監査が実効的に行われることを確保しております。

以上の①から⑫までの各項目については、関係諸規程の見直しを適宜行うことによって、より適正な体制を構築するよう努めるものいたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社および当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに対する取り組み、コンプライアンス体制

コンプライアンス委員会を開催するとともに、当事業年度は当社グループの役員および使用人を対象にして、不正会計防止・契約・下請法・反社会的勢力対応などの法令遵守に向けたより実践的な研修を4回実施いたしました。

また、コンプライアンス規程を制定して意識向上を図るとともに、他者を介在せず、匿名で通報できる体制として社内通報システムを設置し、コンプライアンス違反の未然防止にも努めております。

② リスク管理体制、リスク管理に関する取り組み

リスクマネジメント委員会を開催し、当社グループの様々なリスクについて分析・対応を検討するとともに、予見される各リスクに対して、予め定められた各担当部署がそれぞれリスク低減に努めてまいりました。

また、リスクマネジメント規程を制定して業務上でのリスク対応方法を明確にし、リスクマネジメント体制の強化を図っております。

③ グループにおける業務の適正の確保

グループ経営本部を設置し、グループ会社の情報一元管理を行うとともに、関係会社管理規程の運用およびグループ会社の規模に応じた権限明細の作成など、関係会社における業務の適正を確保する仕組みを定めております。

また、内部監査規程に基づき、当事業年度は監査室における当社内部監査を20部門、グループ会社への監査を10社、31部門に対し実施いたしました。定期的な内部監査ならびに継続的な業務改善指導を行いつつ、監査役監査と連携することにより、法令・定款ならびに社内規則遵守の更なる運用徹底を図っております。

このほか、グループ会社管理部長会、営業会議、予算会議等を開催しており、それぞれの会議に各社が参加することにより、グループ会社間の情報共有を図り、グループ全体での内部統制機能の向上に努めてまいりました。

④ 監査役監査の実効性確保、監査役の管理体制

当事業年度は監査役会を17回開催し、取締役会での審議内容につき検証いたしました。

また、監査役と会計監査人との会合を、四半期毎の定期的な開催に加えて必要に応じて適宜開催いたしました。監査役はそれぞれ外部機関から情報収集に努めるとともに、常勤監査役は主なグループ会社の監査役を兼務するなど、グループ内業務監査の実効性確保に努めました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけております。

当社は、長期的視点に立った財務体質と経営基盤の強化に努めるとともに、連結業績に鑑みながら株主各位に対する安定かつ継続的な配当の維持を基本方針としております。

上記方針に基づき、中期経営計画2018（平成27年11月4日付）におきましては、「連結配当性向25%～35%を確保しつつ安定的な配当を実施していく」を目標に掲げております。

なお、内部留保金につきましては、ますます変化する経済環境や業界動向に機敏に対応していくための体力強化および新たな事業拡大等に活用していく所存であります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	105,097
現金及び預金	30,803
受取手形及び売掛金	45,809
電子記録債権	4,032
有価証券	295
商品及び製品	15,060
仕掛品	575
原材料及び貯蔵品	3,818
繰延税金資産	1,028
その他	3,807
貸倒引当金	△133
固定資産	24,395
有形固定資産	12,210
建物及び構築物	4,870
機械装置及び運搬具	2,583
工具、器具及び備品	709
土地	4,036
建設仮勘定	10
無形固定資産	878
のれん	317
ソフトウェア	515
その他	46
投資その他の資産	11,305
投資有価証券	8,688
繰延税金資産	240
差入保証金	657
保険積立金	943
その他	1,363
貸倒引当金	△587
資産合計	129,493

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	49,708
支払手形及び買掛金	36,392
短期借入金	5,385
未払費用	3,711
未払法人税等	901
役員賞与引当金	247
その他	3,070
固定負債	9,152
長期借入金	3,161
繰延税金負債	2,013
役員退職慰労引当金	1,264
退職給付に係る負債	1,737
資産除去債務	175
その他	800
負債合計	58,861
(純資産の部)	
株主資本	69,127
資本金	12,133
資本剰余金	13,853
利益剰余金	45,183
自己株式	△2,042
その他の包括利益累計額	1,428
その他有価証券評価差額金	1,504
繰延ヘッジ損益	△16
為替換算調整勘定	148
退職給付に係る調整累計額	△208
非支配株主持分	75
純資産合計	70,631
負債純資産合計	129,493

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

連結損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上		235,921
売上原価		203,423
売上総利益		32,498
販売費及び一般管理費		24,379
営業利益		8,119
営業外収益		
受取利息	124	
受取配当金	119	
受取手数料	279	
為替差益	44	
受取の家賃	99	
その他	228	896
営業外費用		
支払利息	132	
支持分法による投資損失	111	
その他	32	275
経常利益		8,740
特別利益		
固定資産売却益	28	
投資有価証券売却益	591	
子会社株式売却益	467	
事業譲渡益	12	1,101
特別損失		
固定資産除却損失	7	
減損損失	228	
投資有価証券売却損	24	
投資有価証券評価損	269	
ゴルフ会員権評価損	6	
その他	5	541
税金等調整前当期純利益		9,300
法人税、住民税及び事業税	1,840	
法人税等調整額	952	2,792
当期純利益		6,507
非支配株主に帰属する当期純利益		16
親会社株主に帰属する当期純利益		6,490

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(参考情報)

連結包括利益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) (単位:百万円)

科目	金額	
当期純利益		6,507
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	345	
繰延ヘッジ損益	△16	
為替換算調整勘定	△273	
退職給付に係る調整額	△17	37
包括利益		6,544
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益		6,528
非支配株主に係る包括利益		16

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) (単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	12,133	13,912	40,476	△2,040	64,481
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,783		△1,783
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			6,490		6,490
自 己 株 式 の 取 得				△2	△2
自 己 株 式 の 処 分		0		0	0
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動		△58			△58
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△58	4,707	△2	4,645
当 期 末 残 高	12,133	13,853	45,183	△2,042	69,127

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持 分	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 関 連 する 調 整 累 計	そ の 他 の 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	1,159	0	421	△190	1,391	59	65,932
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△1,783
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							6,490
自 己 株 式 の 取 得							△2
自 己 株 式 の 処 分							0
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動							△58
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	344	△16	△273	△17	37	16	54
当 期 変 動 額 合 計	344	△16	△273	△17	37	16	4,699
当 期 末 残 高	1,504	△16	148	△208	1,428	75	70,631

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

計算書類

貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	47,224
現金及び預金	14,420
受取手形	593
電子記録債権	2,946
有価証券	16,117
商品	295
仕掛品	4,007
貯蔵品	45
前払費用	3
繰延税金資産	709
関係会社短期貸付金	195
未収入金	394
貸倒引当金	9,865
固定資産	2,679
有形固定資産	290
建物	△5,341
構築物	24,856
車両運搬具	6,113
工具、器具及び備品	2,460
土地	14
リース資産	0
無形固定資産	159
商標	3,388
ソフトウェア	89
その他の資産	368
投資有価証券	5
関係会社株式	333
出資金	29
関係会社出資金	18,373
関係会社長期貸付金	7,537
破産更生債権	8,838
長期前払費用	26
その他の引当金	14
貸倒引当金	345
投資損失引当金	398
	254
	1,459
	△424
	△75
資産合計	72,080

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	25,430
支払手形	1,339
買掛金	11,719
短期借入金	2,602
関係会社短期借入金	5,896
1年内返済予定の長期借入金	1,247
リース債務	34
未払金	616
未払費用	1,315
未払法人税等	131
前受金	99
預り金	73
役員賞与引当金	240
その他の負債	113
固定負債	5,525
長期借入金	3,129
リース負債	63
繰延税金負債	536
退職給付引当金	319
役員退職慰労引当金	1,180
資産除去債務	100
その他の負債	195
負債合計	30,956
(純資産の部)	
株主資本	39,836
資本金	12,133
資本剰余金	13,912
資本準備金	13,912
その他の資本剰余金	0
利益剰余金	15,833
利益準備金	618
その他利益剰余金	15,214
別途積立金	7,000
繰越利益剰余金	8,214
自己株式	△2,042
評価・換算差額等	1,288
その他有価証券評価差額金	1,290
繰延ヘッジ損益	△2
純資産合計	41,124
負債純資産合計	72,080

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		73,098
売上原価		64,740
売上総利益		8,358
販売費及び一般管理費		8,987
営業損失		△629
営業外収益		
受取利息	48	
受取配当金	3,584	
為替差益	18	
その他	352	4,004
営業外費用		
支払利息	121	
貸与資産減価償却費	13	
その他	25	160
経常利益		3,213
特別利益		
投資有価証券売却益	591	
子会社株式売却益	424	
貸倒引当金戻入額	53	
投資損失引当金戻入額	265	
その他	14	1,350
特別損失		
投資有価証券売却損	24	
投資有価証券評価損	269	
子会社整理損	23	
その他	0	317
税引前当期純利益		4,246
法人税、住民税及び事業税	△121	
法人税等調整額	585	463
当期純利益		3,782

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		準備金	その 他 資本 剰余 金	資本 剰余 金計	準備金	その他 利益 剰余 金	繰上 り 利益 剰余 金	繰上 り 利益 剰余 金		
当期首残高	12,133	13,912	0	13,912	618	7,000	6,214	13,833	△2,040	37,839
当期変動額										
剰余金の配当							△1,783	△1,783		△1,783
当期純利益							3,782	3,782		3,782
自己株式の取得									△2	△2
自己株式の処分			0	0					0	0
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）										
当期変動額合計	-	-	0	0	-	-	1,999	1,999	△2	1,997
当期末残高	12,133	13,912	0	13,912	618	7,000	8,214	15,833	△2,042	39,836

	評価・換算差額等			純資産合計	
	その 他 評価 差 額	有価 証券 額	繰延ヘッジ損益		
当期首残高		1,046	△0	1,046	38,885
当期変動額					
剰余金の配当					△1,783
当期純利益					3,782
自己株式の取得					△2
自己株式の処分					0
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）		244	△2	241	241
当期変動額合計		244	△2	241	2,238
当期末残高		1,290	△2	1,288	41,124

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月21日

加賀電子株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 友田 和彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 矢野 貴詳 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、加賀電子株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、加賀電子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月21日

加賀電子株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 友田和彦 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 矢野貴詳 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、加賀電子株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、監査役会を毎月定期的に開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門である監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員、事業部長及び使用人等から各グループ会社に関する職務も含めその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受け、必要に応じて子会社へ赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人との連携に努めつつ、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する運用状況についても、特段指摘すべき点は見受けられません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月22日

加賀電子株式会社 監査役会

常勤監査役 石 井 隆 弘 ㊟

常勤監査役 亀 田 和 典 ㊟

社外監査役 田 中 雄 一 郎 ㊟

社外監査役 米 川 勇 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第50期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき35円の普通配当に、特別配当5円を加え1株につき40円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は1,097,389,000円となります。

これにより、すでにお支払いさせていただいております中間配当金1株につき30円を加えた当期の年間配当金は1株につき70円、年間配当総額は1,920,440,740円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案

監査役2名選任の件

本總會終結の時をもって監査役田中雄一郎は任期満了、米川 勇は辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者佐藤陽一は監査役米川 勇の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款の定めにより、監査役米川 勇の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">独立</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> まつ ない すずむ 橋 内 進 (昭和49年6月26日)	平成9年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 東京事務所入所 平成13年4月 公認会計士登録 平成14年10月 橋内公認会計士事務所開設 代表(現任) 平成16年9月 Asia Alliance Partner Co.,Ltd.設立 代表取締役(現任)	一株

[社外監査役候補者とした理由]

橋内 進は、企業経営や公認会計士として財務および会計に関する豊富な知識、経験を有しており、専門的見地からの多角的な視点をもったアドバイスを期待して社外監査役として選任をお願いするものであります。

2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">独立</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> き とう よう いち 佐 藤 陽 一 (昭和26年7月29日)	昭和52年4月 東京地方裁判所判事補 昭和62年4月 東京地方裁判所判事 平成28年8月 弁護士登録 アルファパートナーズ法律事務所入所(現任) 平成29年4月 東京弁護士会 民事訴訟問題等特別委員会委員(現任)	一株
---	--	--	----

[社外監査役候補者とした理由]

佐藤陽一は、判事および弁護士として長年培われた高度な法律知識を有しており、当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、佐藤陽一は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 橋内 進および佐藤陽一は、社外監査役候補者であります。
 3. 当社は橋内 進および佐藤陽一との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 4. 橋内 進および佐藤陽一は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。

補欠監査役島 由幸より、本総会終結の時をもって補欠監査役を辞退したい旨の申し出がありました。つきましては、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社株式の株式数
社外 独立 新任 岡本 駿之 (昭和58年6月8日)	平成22年12月 弁護士登録 平成23年1月 アルファパートナーズ法律事務所入所(現任)	一株

[補欠の社外監査役候補者とした理由]

岡本駿之は、弁護士としての豊富な実務経験を通じて、幅広い分野において高い見識を有するとともに、企業法務にも精通しており、当社の監査役に就任された場合、当社の監査体制に反映していただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、岡本駿之は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 補欠監査役候補者岡本駿之は、社外監査役の補欠として選任するものであります。
 3. 補欠監査役候補者岡本駿之は、補欠の社外監査役候補者であります。
 4. 岡本駿之が社外監査役に就任した場合、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 5. 岡本駿之は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、社外監査役に就任した場合、当社は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

取締役および監査役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う 打切り支給の件

当社は、役員報酬体系の見直しの一環として平成30年5月24日開催の取締役会において、取締役および監査役の役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって、廃止することを決定いたしました。

これに伴い、本総会後も引き続き在任する取締役8名および監査役2名につきましては、それぞれ就任時から本総会終結の時までの在任期間に対する労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給をすることといたしたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては、各取締役および各監査役の退任時とし、その具体的金額、方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給予定の取締役および監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
塚本 勲	昭和43年9月 加賀電子株式会社設立 代表取締役社長 平成19年4月 当社代表取締役会長（現任）
門 良 一	平成7年6月 当社取締役 平成14年4月 当社常務取締役 平成17年4月 当社専務取締役 平成24年4月 当社取締役副社長 平成26年4月 当社代表取締役社長（現任）
高橋 信 佐	平成7年6月 当社取締役 平成14年4月 当社常務取締役 平成17年4月 当社専務取締役（現任）
高 師 幸 男	平成8年6月 当社取締役 平成16年6月 当社常務取締役 平成17年4月 当社専務取締役（現任）
筧 新 太 郎	平成12年6月 当社取締役 平成17年4月 当社常務取締役 平成26年4月 当社専務取締役（現任）
川 村 英 治	平成24年6月 当社取締役 平成27年6月 当社常務取締役（現任）
俊 成 伴 伯	平成27年6月 当社取締役（現任）
野 原 充 弘	平成27年6月 当社取締役（現任）
亀 田 和 典	平成27年6月 当社常勤監査役（現任）
石 井 隆 弘	平成27年6月 当社常勤監査役（現任）

取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成27年6月26日開催の第47回定時株主総会において、年額700百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しを行い、その一環として役員退職慰労金制度を廃止するとともに、同時に当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を上記報酬枠とは別枠にて支給することとしたいと存じます。譲渡制限付株式報酬制度の導入は、対象取締役に対し、当社の持続的な企業価値向上に向けたインセンティブを付与するとともに当社の株式保有を通じた株主の皆様との一層の価値共有を進めることを企図したものです。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100百万円以内といたします。また、各取締役への具体的な支払時期および配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役は10名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年60,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含む。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から20年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が、譲渡制限期間満了前に当社の取締役の地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 秋葉原ビジネスセンター 5階 AP秋葉原
東京都台東区秋葉原1番1号

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。



交通機関

- | | | |
|--------------------|-------------|-------|
| ■ J R山手線・総武線・京浜東北線 | 秋葉原駅（昭和通り口） | 徒歩 5分 |
| ■ つくばエクスプレス | 秋葉原駅（A3出口） | 徒歩 3分 |
| ■ 東京メトロ 銀座線 | 末広町駅（1番出口） | 徒歩 5分 |
| ■ 日比谷線 | 秋葉原駅（2番出口） | 徒歩 5分 |
| ■ 都営新宿線 | 岩本町駅（A3出口） | 徒歩 8分 |

※駐車場の設備がありませんので、自動車・オートバイ・自転車でのご来場はご遠慮ください。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

